

京丹後市
新型コロナウイルス対策
事業継続支援資金貸付制度

【貸付申込受付期間】

令和2年6月15日（月）～令和3年12月24日（金）

【申請手続き及び問合せ先】

京丹後市役所商工観光部商工振興課

〒629-3101

京丹後市網野町網野 385-1（ら・ぽーと2階）

電話：0772-69-0440

F A X：0772-72-2030

E-mail：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

京丹後市事業継続支援資金の貸付について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い経済活動が悪化するなか、市内の商工業者等が事業を継続していくために、国や京都府からの給付金等が交付されるまでの間のつなぎ資金として、緊急的かつ速やかに貸付を行います。

1 貸付対象

市内に事業所を有する商工業者等（商工業者等とは商工会法で定める商工業者と商工業者を構成員とする団体若しくはこれらに準じる者、小規模企業者のことです。）

2 貸付要件

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のいずれかを申請していること。

- 雇用調整助成金（国）
- 緊急雇用安定助成金（国）
- 月次支援金（国）
- 京都府緊急事態措置協力金（府）
- 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（国）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（府）

3 貸付条件

（1）貸付額

- ① 京都府緊急事態措置協力金、一時支援金、月次支援金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付申請額の範囲内
- ② 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の交付申請月額の範囲内
※1万円未満の額は切り捨てるものとし、貸付限度額は100万円

（2）貸付期間・返済等

- ① 京都府緊急事態措置協力金、一時支援金、月次支援金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給があった日から30日以内
- ② 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の最終支給日から30日以内
※状況に応じ貸付日から最大6カ月間の返済を猶予します。

（3）利子等

無利子・無担保・無保証

（4）貸付日

貸付申請を受理してから原則3日以内に指定の口座に貸付金の振り込みを行います。

4 手続等

資金の貸付を受けようとする場合は、「京丹後市事業継続支援資金 借入申込書」に必要事項を記入し、下記の書類を添付して京丹後市役所商工振興課へ申請してください。

- (1) 給付金・助成金・協力金・支援金の申請書類の写し又は、申請したことが確認できる資料等
- (2) 誓約書
- (3) 市内で事業を営んでいることが証明でき、事業主又は法人等の代表者であることが確認できる書類の写し
(確定申告書の控え、履歴事項全部証明書、許認可証書等)
- (4) 本人確認書類の写し
(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等)
- (5) 振込口座通帳の写し

5 貸付の決定

借入申請書及び添付資料の受理後、書類審査を行い速やかに貸付けの適否を決定し、京丹後市事業継続支援資金の貸付決定（不承認）の通知を行います。

6 借用書の提出

貸付決定の通知を受けた場合は、京丹後市事業継続支援資金借用書に印鑑証明を添えて提出してください。

7 給付金等の支給報告

京都府緊急事態措置協力金、一時支援金、月次支援金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給又は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の最終月の支給を受けたときは、直ちに京丹後市役所商工振興課へご報告ください。

8 その他留意事項

- (1) 以下の場合に該当するときは、別途届け出が必要になります。必ずご連絡ください。
 - ① 借受人が住所又は氏名、或いは所在地又は代表者を変更したとき

- ② 借受人が破産法に基づく破産整理手続き、又は民事再生法に基づく民事再生手続き、若しくは、会社更生法に基づく会社更生手続きをしようとするとき
 - ③ 借受人が死亡若しくは行方不明となったとき
- (2) 以下の場合に該当するときは、貸付期間内であっても貸付金の全部又は一部を一時に償還していただきます。
- ① 不正な手段により、貸付けを受けたとき
 - ② 京丹後市事業継続支援資金貸付事業運営要領に違反したとき
 - ③ 他の市町村の区域に転出するとき
 - ④ 市長の指示に従わなかったとき
- (3) その他、この貸付制度は、京丹後市事業継続支援資金貸付事業運営要領の定めるところによります。

【貸付制度のイメージ】

※雇用調整助成金の場合

